

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 8 日

一般社団法人 東京都トラック協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
タクシー事業者による有償貨物運送について（一部改正）

標記について、国土交通省自動車局旅客課及び貨物課から令和2年5月8日付け事務連絡により別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計い願います。

事務連絡
令和2年5月8日

各地方運輸局自動車交通部
関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位
沖縄総合事務局運輸部

自動車局旅客課
貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
タクシー事業者による有償貨物運送について（一部改正）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送については、令和2年4月21日付け事務連絡により処理いただいているところである。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の期間が延長されたこと等を踏まえ、本特例による許可の期間について、令和2年9月30日（水）まで延長することとし、本事務連絡を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

別紙：新旧対照表（新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（令和2年4月21日付事務連絡））

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">事務連絡 令和2年4月21日 <u>一部改正</u> <u>令和2年5月8日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部 関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位 沖縄総合事務局運輸部</p> <p style="text-align: right;">自動車局旅客課 貨物課</p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた タクシー事業者による有償貨物運送について</p> <p>タクシー事業者は地域公共交通として重要な役割を担うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い旅客輸送需要が激減し、経営維持が困難な状況にある。また、店内での営業の自粛が行われている飲食店等においては、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加しているところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、原則として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整</p>	<p style="text-align: right;">事務連絡 令和2年4月21日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部 関東・近畿運輸局自動車<u>業務</u>監査指導部 各位 沖縄総合事務局運輸部</p> <p style="text-align: right;">自動車局旅客課 貨物課</p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた タクシー事業者による有償貨物運送について</p> <p>タクシー事業者は地域公共交通として重要な役割を担うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い旅客輸送需要が激減し、経営維持が困難な状況にある。また、店内での営業の自粛が行われている飲食店等においては、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加しているところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、原則として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整</p>

期間を加えた期間、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めることとし、道路運送法第78条第3号に基づく許可の運用を下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 対象事業者

以下の(1)及び(2)に該当するタクシー事業者であること。なお、(1)については、申請時に旅客輸送の需要が減少していることを証する書類及び従業員の雇用継続を証する書類の提出を求めることにより確認することとする。

- (1) 旅客需要減少下においても従業員の雇用の維持に努力し事業継続に取り組んでいること。
- (2) 体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っていると認められること。

2. 貨物の種類、積載方法等

(1) 運送する貨物の種類は、店内での飲食等の提供を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食料など、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして、運輸支局長が認めるものとする。また、審査に当たっては、運送の委託を行う荷主が、トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書の添付を求めることとするが、これについては、タクシ

期間を加えた期間、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めることとし、道路運送法第78条第3号に基づく許可の運用を下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 対象事業者

以下の(1)及び(2)に該当するタクシー事業者であること。なお、(1)については、申請時に旅客輸送の需要が減少していることを証する書類及び従業員の雇用継続を証する書類の提出を求めることにより確認することとする。

- (1) 旅客需要減少下においても従業員の雇用の維持に努力し事業継続に取り組んでいること。
- (2) 体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っていると認められること。

2. 貨物の種類、積載方法等

(1) 運送する貨物の種類は、店内での飲食等の提供を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食料など、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして、運輸支局長が認めるものとする。また、審査に当たっては、運送の委託を行う荷主が、トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書の添付を求めることとするが、これについては、タクシ

一事業者が作成して良いこととする。なお、事前の添付が難しい場合は、事後の提出でも構わないこととする。

(2) 運送する貨物の数量はトランク内に収容可能な範囲内とし、積載場所はトランク内に限ることとする。

3. 対象地域

本特例の対象地域は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されている地域（5月8日時点：47都道府県）とし、申請者が貨物運送を行う区域は、許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内に限定することとする。

4. 許可期間

(1) 許可を行う期間は、令和2年9月30日（水）までとする。ただし、社会・経済情勢等を踏まえ、期間の延長もあり得るものとする。

(2) 令和2年5月13日までの間に本特例による許可を受けた事業者が当該期間後も本特例による貨物運送を継続しようとする場合は、(1)を超えない範囲において本特例による貨物運送を引き続き実施する期間を記載した書面の提出を求め、期間を更新した許可証を発行することとする。この場合において、許可証が事業者に着し次第速やかに従前の期間に係る許可証を返納するよう求めることとする。

5. その他

(1) 有償貨物運送に係る貨物がトラック事業者により運送すること

一事業者が作成して良いこととする。なお、事前の添付が難しい場合は、事後の提出でも構わないこととする。

(2) 運送する貨物の数量はトランク内に収容可能な範囲内とし、積載場所はトランク内に限ることとする。

3. 対象地域

本特例の対象地域は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されている地域（4月21日時点：47都道府県）とし、申請者が貨物運送を行う区域は、許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内に限定することとする。

4. 許可期間

許可を行う期間は、令和2年5月13日（水）までとする。ただし、社会・経済情勢等を踏まえ、期間の延長もあり得るものとする。

(新設)

5. その他

(1) 有償貨物運送に係る貨物がトラック事業者により運送すること

がより適当であると考えられる場合は、許可を行わないこととする。

(2) タクシー事業者は旅客の運送が本務であることから、旅客運送の需要が増加したと認められる場合には、有償貨物運送を中止し、旅客運送事業に注力するよう促すこととする。

(3) 貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示することとする。

(4) 旅客と貨物を同時に運送することはできないこととする。

(5) 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めることとする。

(6) 個別・具体の事情により、必要に応じて、許可条件に更なる限定を付す、又は許可を取り消す措置を講ずることとする。

(7) 本特例による許可及び期間の延長等の手続については、地域の
実情も踏まえつつ、原則として郵送等の事業者が窓口を訪問しな
い方法により行うこととする。

(8) 4.(2) の場合のほか、許可を受けた内容に変更が生じる場合
には、事前に変更の内容を記載した書面を提出することとする。

(9) 本特例による許可証については、本特例の対象期間の終了後速
やかに返納を求めることとする。

(10) 社会情勢の変化等を踏まえ、本特例の運用を見直す場合がある。

がより適当であると考えられる場合は、許可を行わないこととする。

(2) タクシー事業者は旅客の運送が本務であることから、旅客運送の需要が増加したと認められる場合には、有償貨物運送を中止し、旅客運送事業に注力するよう促すこととする。

(3) 貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示することとする。

(4) 旅客と貨物を同時に運送することはできないこととする。

(5) 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めることとする。

(6) 個別・具体の事情により、必要に応じて、許可条件に更なる限定を付す、又は許可を取り消す措置を講ずることとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(7) 社会情勢の変化等を踏まえ、本特例の運用を見直す場合がある。

事務連絡
令和2年4月21日
一部改正
令和2年5月8日

各地方運輸局自動車交通部
関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位
沖縄総合事務局運輸部

自動車局旅客課
貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
タクシー事業者による有償貨物運送について

タクシー事業者は地域公共交通として重要な役割を担うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い旅客輸送需要が激減し、経営維持が困難な状況にある。また、店内での営業の自粛が行われている飲食店等においては、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加しているところである。

こうした状況を踏まえ、原則として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めることとし、道路運送法第78条第3号に基づく許可の運用を下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 対象事業者

以下の（1）及び（2）に該当するタクシー事業者であること。なお、（1）については、申請時に旅客輸送の需要が減少していることを証する書類及び従業員の雇用継続を証する書類の提出を求めることにより確認することとする。

（1）旅客需要減少下においても従業員の雇用の維持に努力し事業継続に取り組んでいること。

- (2) 体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っていると認められること。

2. 貨物の種類、積載方法等

- (1) 運送する貨物の種類は、店内での飲食等の提供を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食料など、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして、運輸支局長が認めるものとする。また、審査に当たっては、運送の委託を行う荷主が、トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書の添付を求めることとするが、これについては、タクシー事業者が作成して良いこととする。なお、事前の添付が難しい場合は、事後の提出でも構わないこととする。
- (2) 運送する貨物の数量はトランク内に収容可能な範囲内とし、積載場所はトランク内に限ることとする。

3. 対象地域

本特例の対象地域は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されている地域（5月8日時点：47都道府県）とし、申請者が貨物運送を行う区域は、許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内に限定することとする。

4. 許可期間

- (1) 許可を行う期間は、令和2年9月30日（水）までとする。ただし、社会・経済情勢等を踏まえ、期間の延長もあり得るものとする。
- (2) 令和2年5月13日までの間に本特例による許可を受けた事業者が当該期間後も本特例による貨物運送を継続しようとする場合は、(1)を超えない範囲において本特例による貨物運送を引き続き実施する期間を記載した書面の提出を求め、期間を更新した許可証を発行することとする。この場合において、許可証が事業者に着し次第速やかに従前の期間に係る許可証を返納するよう求めることとする。

5. その他

- (1) 有償貨物運送に係る貨物がトラック事業者により運送することがより適当であると考えられる場合は、許可を行わないこととする。
- (2) タクシー事業者は旅客の運送が本務であることから、旅客運送の需要が増加したと認められる場合には、有償貨物運送を中止し、旅客運送事業に注力するよう促すこととする。
- (3) 貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示することとする。

- (4) 旅客と貨物を同時に運送することはできないこととする。
- (5) 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めることとする。
- (6) 個別・具体の事情により、必要に応じて、許可条件に更なる限定を付す、又は許可を取り消す措置を講ずることとする。
- (7) 本特例による許可及び期間の延長等の手続については、地域の実情も踏まえつつ、原則として郵送等の事業者が窓口を訪問しない方法により行うこととする。
- (8) 4.(2) の場合のほか、許可を受けた内容に変更が生じる場合には、事前に変更の内容を記載した書面を提出することとする。
- (9) 本特例による許可証については、本特例の対象期間の終了後速やかに返納を求めることとする。
- (10) 社会情勢の変化等を踏まえ、本特例の運用を見直す場合がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた食品等の有償運送に係る
道路運送法第 78 条第 3 号による許可期間の延長について

令和 2 年 月 日

運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者 印

道路運送法第 78 条第 3 号の規定による許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車について、引き続き有償で貨物運送の用に供したいので、貨物運送を実施する期間の変更について次のとおり提出します。

許可を受けた有償運送に係る許可番号	令和 2 年 月 日	運輸第 号
運送しようとする期間 (旧)	令和 2 年 月 日から 令和 2 年 月 日まで	
運送しようとする期間 (新)	令和 2 年 月 日から 令和 2 年 月 日まで	

(備考)

- ※延長する期間は、令和 2 年 9 月 30 日を超えない範囲において設定してください。
- ※期間以外の申請内容に変更が生じる場合は、別途事前に変更の内容を記載した書面を提出してください。なお、本様式に追記するなど期間の延長と同時に提出を行っても差し支えありません。
- ※新たな期間が記載された許可証を受け取った場合は、郵送により速やかに従前の許可証を返納してください。

有償運送許可証

令和2年 月 日 運輸第 号

運輸支局長 印

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	当初申請のとおり
有償運送許可期間	許可日から令和2年9月30日
運送する貨物の 種類及び数量	当初申請のとおり

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

(条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。)

条 件

- この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
- 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可証とは別途車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。
- 貨物はトランク内に限って積載すること。
- 貨物運送は、既に許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内において行うこと。
- 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
- 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。
- この許可証は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた食品等の有償運送に係る
道路運送法第78条第3号による許可申請書

令和2年 月 日

運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者 印

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業を継続するとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、事前に届け出ます。

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	別紙のとおり
運送しようとする期間	許可日から令和2年9月30日まで
運送しようとする貨物の 種類及び数量	
運送しようとする区域 (営業区域内)	

<添付書類>

- 旅客輸送の需要減少を証する書類
- 従業員の雇用継続を証する書類
- トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書

(別紙)

自動車登録番号又は車両番号	自動車登録番号又は車両番号

有償運送許可証

令和2年 月 日 運輸第 号

運輸支局長 印

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	別紙のとおり
有償運送許可期間	許可日から令和2年9月30日まで
運送する貨物の 種類及び数量	申請のとおり

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

(条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。)

条 件

- この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
- 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可証とは別途車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。
- 貨物はトランク内に限って積載すること。
- 貨物運送は、既に許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内において行うこと。
- 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
- 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。
- この許可証は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。